

札障第2号

令和3年(2021年)4月1日

指定生活介護事業所等 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

生活介護に係る「重度障害者支援加算(Ⅰ)」の算定に係る取扱い について

平素から、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月の報酬改定により、生活介護の「重度障害者支援加算」の対象者要件の見直しが行われ、事業所において、「重症心身障がい者」を支援している場合に算定可能となる区分、「重度障害者支援加算(Ⅰ)」が創設されることとなりました。

つきましては、重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定にあたり、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、通知いたします。

記

1 重度障害者支援加算(Ⅰ)の概要

一定の人員配置要件を満たしている指定生活介護事業所であって、「重症心身障がい者」が2人以上利用しているものとして、市町村や振興局等に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該事業所の全ての利用者について、50単位/日の加算の算定が可能です。

※ 現行の「重度障害者支援加算」については、算定要件は変わらず、加算名称が「重度障害者支援加算(Ⅱ)」へ変更となります。ただし、重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定生活介護事業所等において、重度障

害者支援加算（Ⅱ）は算定できませんのでご注意ください。なお、重度障害者支援加算（Ⅱ）の詳細な算定要件については、厚生労働省告示等によりご確認ください。

2 重症心身障がい者の確認方法

(1) 重症心身障がい者については、各区保健福祉部で認定事務を行った後、障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証という。」）を4月下旬までに発送いたします。

(2) 札幌市で重症心身障がい者として認定した方については、受給者証の生活介護の「支給量等」の欄に「重心」と記載しますので、個別にご確認ください。

※ 重度障害者支援加算（Ⅱ）の対象者につきましては、「強度」と記載しますが、重症心身障がい者に該当しない方については、次回の更新時に受給証を発送するため、それまでの間の受給者証については、「重度支援（注10）」を「強度」と読み替えていただきますようお願いいたします。

3 重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定要件について

以下の要件のいずれにも該当する事業所において、指定生活介護等を行った場合に重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定が可能です。ただし、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は、加算の算定はできませんので、ご注意ください。

(1) 人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定しており、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置している指定生活介護事業所等であること。

(2) 重症心身障がい者が2人以上利用していること。

4 留意事項

(1) 加算の算定にあたっては、事前に体制届の提出が必要であるため、ご注意ください。なお、令和3年度の体制届の提出期限等については、別途、当課事業者指定担当係より連絡いたします。

(2) 加算の算定要件の詳細については、厚生労働省告示等をご確認ください。

5 参考資料

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）（抄）

・・・別添1

(2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄） ・・・別添2

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市障がい福祉課 給付管理係

TEL011-211-2938 Fax011-218-5181

E-mail: sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp

【体制届の提出・記載に関する問合せ先】

札幌市障がい福祉課 事業者指定担当係

E-mail: jigyousyasitei@city.sapporo.jp